（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　（略）

2　前項に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五　（略）

2　前項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

2　（略）

3　第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2～4　（略）

5　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定による届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～5　（略）

6　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　（略）

（新設）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の指定の申請等）

第三十四条の二十四　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五　（略）

（新設）

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六　（略）

2　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十七　（略）

2～4　（略）

（新設）

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五十八　（略）

2・3　（略）

（新設）

（指定特定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の五十九　（略）

2～5　（略）

（新設）

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十　（略）

2・3　（略）

（新設）